

2017年度
みやぎ生協
「くらしと家計の相談室」
事業活動の報告



みやぎ生協のめざすもの

わたしたちは、協同の力で、
人間らしいくらしを創造し、
平和で持続可能な社会を実現します。

みやぎ生協 〈生活相談・家計再生支援貸付事業〉
くらしと家計の相談室
~ご相談からご融資までをサポート!~
022-292-5015 受付時間/
月~土 10:00~17:00
(日・祝日・年末年始を除く)

みやぎ生協 くらしと家計の相談室

くらしのこと全般のご相談は
くらしの相談ダイヤル **022-292-5016** 受付時間/月~土 10:00~16:00(日・祝日・年末年始を除く)

だれもが安心してくらせる地域づくりを、 みやぎ生協の事業が応援します。

みやぎ生協では、暮らしや家計に困難を抱える相談者の家計の状況を確認し、認識してもらい、現在の家計の改善策を相談者と一緒に考えていく「くらしと家計の相談室」を2013年9月に開設しました。組合員加入の有無は問わず、県民全てを対象に、相談料無料で実施しています。

この事業では、相談の結果の解決手段の一つとして「貸付支援」も行っています。しかし、単に資金需要者の収入要件などから判断して融資を行うような、貸付を目的とした事業ではありません。

一時しのぎではなく、相談者が自ら家計の改善を望み、持続可能な家計につなげるすべを一緒に考えます。

そして改善、解決の方法として資金の調達が必要である場合は、組合員に対して生協からの貸付支援を実行するというものです。

事業開始から4年半が経過しましたが、相談総数4,423件、貸付支援778件、支援金額6億7,012万円、貸付金残高3億646万円となりました。

みやぎ生協は、「だれもが安心してくらせる地域をめざす」ことを事業活動の柱として取り組んでおり、このことを実現するため、生協としての新たな役割を発揮する事業の一つとして、相談と貸付が一体となった「セーフティネット貸付事業」に取り組んでいます。

また、生活困窮者自立支援法に基づく「平成30年度宮城県家計相談支援事業」を、宮城県と業務委託契約を締結することができました。

これにより、県が開設しています3ヶ所の自立相談支援センターでの家計相談事業も開始しております。

(詳細は4ページ下段参照)

この間対応してきた相談内容からも、自立した生活を継続するためには、その基礎となる安定した収入を得るための就労の継続だけでなく、家計の見直しによる収入に見合った支出の見通しを踏まえた日常生活の継続が重要であることが明確になっていました。わたしたちのこれまでの相談実績を糧とし、今まで以上に積極的に

行政窓口や関連機関、団体との連携を図りながら、安心してくらせる地域づくりに携わっていく所存です。

メンバーのくらしと家計改善をめざし、 資金面のご相談もお受けします。

相談は、生協メンバーに限らず、必要とする県民の方すべてを対象に、無料でお受けしています。相談者の9割超の方は、「家計に資金が必要だ」として、融資を希望されてのご相談です。

いらしたきっかけは、生協からの広報やご案内によるものが多い中、開設から4年半が経ち、社会福祉協議会様や行政保護課様、行政税務課様、各種NPO団体様などからのご紹介による来室が増えております。

相談からは、福祉行政の制度には見合わない方が存在し、家計や資金繩りに苦慮しても解決策が見つからない方が多いことを実感しております。

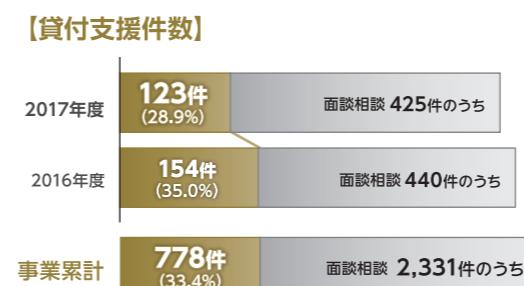
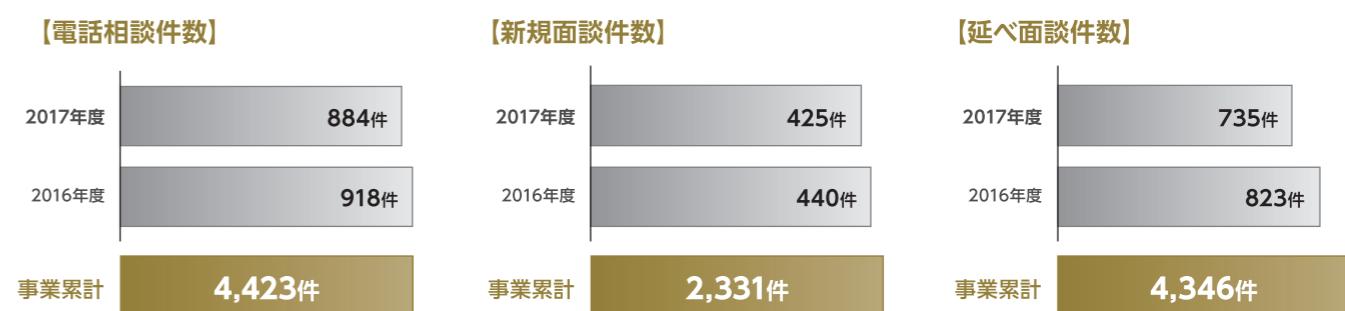
仙台市:約55%
仙台市以外:約45%



90%超が
融資を希望

■ 2017年度の状況 (2017年3月21日～2018年3月20日)

- 当年度は、20代～30代の電話相談者が23.3%、70代以上が11.2%とこれまでに比較して高率になりました。
- 20代すでに自己破産を経験している方からの相談もあり、債務相談の低年齢化、高齢化が見受けられます。
- 年収300万円未満の面談相談者が76.1%を占め、前年の74.8%を上回りました。
- 単に貸付による家計改善支援は困難な相談が多い状況が継続しています。



	【貸付支援金額】	【貸付単価】	【期末貸付残高】
2017年度	9,172万円	74.6万円	3億646万円
2016年度	1億3,097万円	85.1万円	3億73万円
事業累計	6億7,012万円	86.1万円	3億646万円

相談内容から見える、「家計やお金に関するお困りごと」の2017年度の特徴と事例

当相談室では、これらの相談に対し、家計の収入状況、支出状況を相談者と整理した上で、改善、再生のための手段を一緒に考えます。そのうえで、公的制度や法的解決などの他制度優先の手段を探しながら、解決手段の一つとして生協からの融資が妥当と判断できる場合には、貸付をして支援しています。

相談窓口に貸付制度を備えることで、相談者の困りごと解決策の選択肢が広がっています。

Case1 推薦入学試験合格!! 入学手続き諸費用が準備できない!!

相談趣旨／大学の推薦入学試験にせっかく合格したのに、入学手続きに必要な費用の準備ができない。期限が迫っていてどうやって準備したらいいのかわからない!



相談室の対応／4年間の学費の工面をどうするか、どの時期にいくら必要になるのか、家計キャッシュフロー表でシミュレーションし、ご夫婦に提示。奨学金や教育ローンの活用など、生協への返済時期もふまえた資金計画を確認し、入学前の学納金を貸付支援。



公的な教育支援貸付は入学後に申請して支給されますが、奨学金はあくまでも子どもの借金です。また、修学旅行、部活動などの費用でも家計の中でのやりくりに苦慮するケースも見受けられます。家計の中で子どもの将来をどのように支えていくのか、どれくらいの資金がいつ必要なのか、長期的なシミュレーションをしながら家計を管理していくことが大切です。

Case2 カードのリボ払いでの間にか100万円の債務!!

相談趣旨／カードのリボ払いを使っていたら、限度額になり一括払いしかできなくなってしまった。返済が追いつかず家計が回らない!



相談室の対応／3枚のカードでリボ払いを利用し、毎月の返済を低くしきぎでいるため残高が一気に膨らんだ。もうカード利用はしたくないという相談者の意思を尊重し、クレジットカウンセリング協会での債務整理相談につないだ。



使い勝手のいいクレジットカード。“リボ払い”的な相談が増えています。毎月5万円使うのに支払いは1万円。残り4万円は? 単純計算でも1年で50万円の借金を抱えます。ショッピング限度枠などのカードも大きく、いつの間にか債務が100万円になっていることもあります。毎月のカード利用は、収入に見合った使い方が重要です。ご自身のカード利用限度枠や毎月の返済額を意識して、無駄な金利をかけずに使うことが必要です。

みやぎ生協は、 平成30年度宮城県家計相談支援事業を受託しました！

宮城県家計相談支援事業

家計とお金のご相談窓口

右記の窓口でもご相談を受付しております。事前にお電話にてご予約ください。

宮城県のホームページでも県内各地の窓口をご案内しています。

<http://www.pref.miagi.jp/soshiki/syahuku/konkyusya1.html>

宮城県南部自立相談支援センター 仙南事務所内

宮城県柴田郡大河原町大谷町126-4 オーガ2階
毎週火曜日 9:30~16:00

0224-51-8401 (電話受付時間)
(9:30~16:00)

対象 ▼ 以下の地域にお住まいの方

蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町 豊里町 山元町



宮城県南部自立相談支援センター 宮城黒川事務所内

宮城県塩釜市海岸通10-1 三晴ビル201
毎週木曜日 9:30~16:00

022-290-9961 (電話受付時間)
(9:30~16:00)

対象 ▼ 以下の地域にお住まいの方

松島町 七ヶ浜町 利府町 大和町 大郷町 大衡村



宮城県北部自立相談支援センター内

宮城県大崎市古川台町9-20 リオーネふるかわ内B1-2
毎週水曜日 9:30~16:00

0229-25-5581 (電話受付時間)
(9:30~16:00)

対象 ▼ 以下の地域にお住まいの方

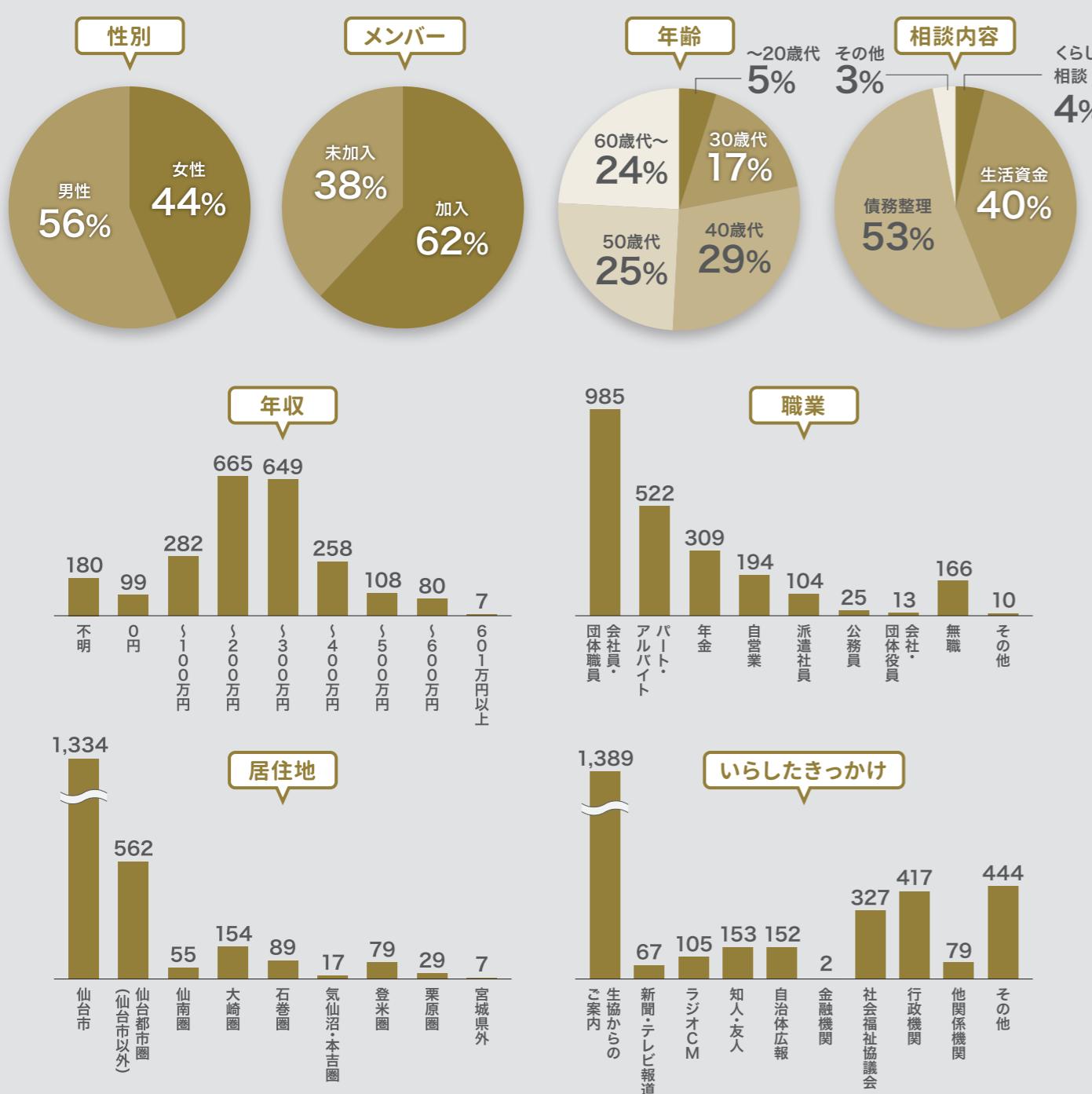
加美町 色麻町 美里町 湧谷町 女川町 南三陸町



家計のお困りごとのご相談ができる窓口を2018年4月から県内に3か所開設しました。

宮城県が主体の委託事業です。対象地域を担当する機関・団体様は、ぜひご活用ください。

資料：相談面談者の属性 <2013年9月～2018年3月累計>



みやぎ生協家計再生支援貸付 融資条件 (貸付には審査があります。)

対象／他の制度利用に該当せず、貸付により家計再生が図られると判断でき、返済が無理なく出来る方。
金利／年9.0% 融資限度額／300万円(※1)
返済方式／元利均等返済等 返済期間／5年以内
遅延損害金／年14.6% その他／家計管理人(※2)、または連帯保証人が必要です。

- ご融資の際はみやぎ生協のメンバー（組合員）となるために1000円以上の出資金が必要です。
 - 事業資金を使途としたご融資はできません。
- ※1 収入や資金使途により異なります。
※2 家計管理人とは弁済義務は負いませんが借主の家計再生に向けての協力や支援、生協との連絡や調整役など伴走者の役割を担っていただきます。

地域のくらしをサポートするために、このほかにも事業を推進しています。

みやぎ生協は、「協同の力で、人間らしいくらしを創造し、平和で持続可能な社会を実現する」ことをめざして、事業とメンバー（組合員）と一緒に活動を進めています。

地域には、ご高齢の方、障がいをお持ちの方、子育て中の方、一人暮らしの方などさまざまな人がくらしています。

地域に住むみんなが、できることで助け合い、支え合うことで安心してくらせる地域を創るために、

みやぎ生協はくらしをサポートするさまざまな事業・活動を行っています。

その一部をご紹介します。

1. コープフードバンク

お問い合わせは **022-779-1556**

品質には何ら問題がないものの、さまざまな理由で販売が難しくなってしまった食品等を無償で寄贈いただき、支援を必要としている福祉分野の団体・施設に提供し、食べられる食品を有効に活用する活動です。

2012年4月に事業をスタート。食品等を寄贈いただける企業・団体は104社。食品等の提供を希望する福祉団体・施設は、社会福祉協議会を含め303団体に増えました。



2. 低所得世帯の子どもの学習支援

お問い合わせは **022-218-3880**

低所得世帯などの子どもへの学習支援のサポートに2013年から取り組んでいます。

現在は、宮城県と仙台市の低所得世帯の子どもへの学習支援事業を受託したNPO法人アスクと協同で、店舗に併設した集会室での教室開設をサポートしています。

3. こ～ぷふれあい便

お問い合わせは **022-347-3825**

お買い物が不便という方を支援する「お買い物代行サービス」です。

店舗にある商品を週2回、事前にいただいた注文にそって、スタッフが生協のお店でお買い物を代行し、午後に商品をご自宅にお届けします。配達に伺った際に、次回の注文をお聞きします。県内17店舗で実施しています。

4. こ～ぷくらしの助け合いの会

お問い合わせは **022-218-5331**

高齢の方や障がいのある方、産前産後や子育て中の方など、手助けが必要な方と、お手伝いができる方が、それぞれ会員登録し、有償で助け合いを行なう活動です。清掃や洗濯、食事づくりなどの家事援助や話し相手、車を使用しない通院付き添い、障がいのある方の生活支援などをお手伝いしています。

5. くらしの相談ダイヤル

お問い合わせは **022-292-5016**

くらしの中での様々なお困りごとのご相談をお受けする「くらしの相談ダイヤル」を開設しました。ご相談内容に応じて、みやぎ生協が提供しているくらしの助け合いの会、各種サービス事業などのご案内をさせていただいたり、外部関係機関などのご案内をしています。